

庭用機器廃棄物管理票の写しを一定期間保存することが必要になると考える。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(産業廃棄物処理業者への委託)

問674 今までどおり、産業廃棄物処理業者に委託して処理を行うことは可能か。

答674 可能である。しかしながら、委託を受けた産業廃棄物処理業者は平成13年4月1日から適用になる新しい産業廃棄物処理基準(厚生大臣が定める方法による再生又は処分)に従い処理を行わなければならない。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

第15節 廃棄物処理基準

(廃棄物処理基準)

問675 この法律の施行に併せ、廃棄物処理基準が改正されることになると聞いたが。

答675 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)は平成13年4月から本格施行になる。これと時期を同じくして、廃棄物処理法に規定する廃棄物処理基準を改正し、特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物)については厚生大臣が定める方法により再生又は処分をしなければならないこととするものである。

厚生大臣が定める方法は、特定家庭用機器再商品化法により製造業者等が実施する再商品化等に必要の行為(再商品化等の量に関する基準を満たす再商品化等、再商品化等と一体に行うべき事項)と同程度の処理となるものであり、その内容は、次のとおりである。

- ①特定家庭用機器廃棄物に含まれる鉄、アルミニウム及び銅(以下「鉄等」という)について、当該廃棄物から鉄、アルミニウム若しくは銅を使用する部品を分離し鉄等を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の鉄等を回収する方法
- ②廃テレビジョン受信機のブラウン管に含まれるガラスについて、当該廃棄物からブラウン管を分離しこれを前面部及び側面部に分割しカレットとすることによりガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量のガラス若しくはガラス原材料を得る方法
- ③廃テレビジョン受信機のプリント配線板のうち変圧器等が取り付けられた電源回路を有するもの及びこれと一体として設置されている部品について、当該廃棄物からこれらを分離し熔融加工することにより当該プリント配線板及び当該部品に含まれる金属を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の金属を回収する方法
- ④廃エアコンディショナー又は廃電気冷蔵庫に含まれるフロン類のうち冷媒として使用されていたものを発散しないように回収する方法(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(回収の対象となるフロンの範囲)

問676 容器包装リサイクル法及び家電リサイクル法におけるフロン回収の取扱いについ

て。

答676 フロン回収の対象となるフロンの範囲は、特定フロンのみならず代替フロンも含まれる。(平12.6.26全国廃棄物行政担当者会議)

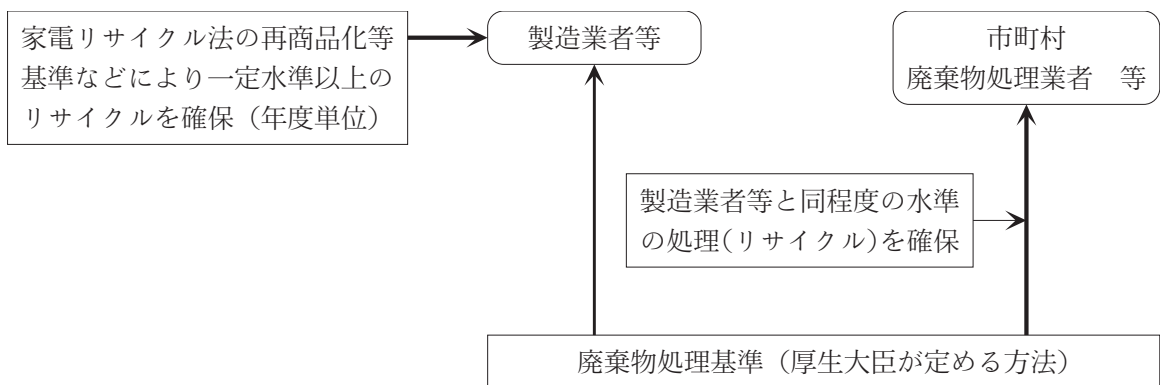
(リサイクル基準の確保)

問677 廃棄物処理基準の改正は、どのような意味があるのか。

答677 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)は製造業者等に一定水準以上のリサイクル(再商品化等)を義務付けるものだが、その他の者に対しては、リサイクルの義務を課していない。この法律の本格施行後において、製造業者等以外の者が埋立処分等従来の処理を行うことを認めると、処理に係る費用が安いなどの理由から、特定家庭用機器廃棄物が製造業者等に引渡されることなく処理(埋立処分等)され、この法律の目的とする廃棄物の減量・リサイクルの確保ができなくなるおそれがある。

このため、廃棄物を扱う全ての者が適用になる廃棄物処理法の廃棄物処理基準を改正し、特定家庭用機器廃棄物については、どのような経路を経たとしても一定水準以上のリサイクルが確保されるようにしたものである。

また、特定家庭用機器再商品化法に定める再商品化等の量に関する基準は、年度単位の重量比で表されるものであり、年度終了後に初めて当該基準を満たしたかどうか分かるものだが、廃棄物処理基準は個々の処理行為についての具体的な方法を規定するものであり、製造業者等やその委託を受けた者、市町村、廃棄物処理業者が行う特定家庭用機器廃棄物のリサイクルが適正なものであるかどうかを判断することができる。



(平11.10.7厚生省 法Q & A)